

Tokyo Warm Home & Biz を踏まえた 「冬のライフスタイル」実践中

お越しの皆様へ

東京都では、エネルギー使用における無駄の排除及び地球温暖化防止の一環として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な換気を行いつつ、居室等での「適温暖房（室温20℃）」及び「室温に応じた服装での業務等」を実施するとともに、都民、事業者の皆様への呼び掛けを行っております。

皆様におかれましても、適温暖房に応じた服装でお越しくださいますよう、お願いします。

また、東日本大震災以降、照明の明るさについては、「500ルクス以下」が都内の多くの事業所等において主流となっています。都施設においても、照明の照度調整や一部消灯を徹底しています。

今後とも、無駄な暖房・無駄な照明の排除に徹底して取り組んで参りますので、皆様の御理解及び御協力をお願いします。

(参考)

- 法令上では、居室における温度等について、次のとおり取り扱っています。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）・事務所衛生基準規則では、室温18℃以上とされています。
 - 事務所衛生基準規則では、一般的な事務作業における作業面上の照度として、300ルクス以上とされています。
 - 学校環境衛生基準では、教室及びそれに準ずる場所の照度として、300ルクス以上とされています。

期 間： 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで